

免許状更新講習プログラム開発委託事業を踏まえ、各関係者で今後望まれる取組

試行の状況、今後の主な課題等	本格実施に際しての改善等のために各関係者で今後望まれる取組
<p>1. 各開設者にとっての講習開設の利点等について</p> <p>本年度に試行を行った関係者から各種会議等において下記のような事項が挙げられている。</p> <p>①各地域における教育研究機関としての存在価値を高められる。</p> <p>②卒業生等へリカレント教育機関として継続的な学びの場を提供することができる。</p> <p>③様々な学校種、教科等、年齢の現職教員と接触する機会となるため、各地域の学校現場での課題、児童生徒の状況等が適時に入手でき、教職課程で学生に実践的な指導力を身につけさせるうえでの教授内容等の充実を図ることができる。</p> <p>④現職教員が免許状更新講習をきっかけとして他の講習、講座へ参加したり、大学教員と現職教員とのネットワークの形成など、大学と現職教員と恒常的な関係が構築され、大学の機能の充実、多様化を図ることができる。</p> <p>⑤各大学、教員の特色ある教育研究の内容や成果を高等学校以下の教員、児童生徒に伝えることができる。</p> <p>⑥現職教員が当該施設を授業で利用する際の具体的なイメージを持つことができ、利用促進につながる。具体的な働きかけが見られるようになった。(博物館の場合)</p>	
<p>2. 講習開設の広報、受講申込み受付について</p> <p>【試行の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文部科学省ホームページ、大学のホームページ、教育委員会・校長会・地域関係団体等での説明やそれらを通じた資料配付、専門雑誌等により講習開設情報を提供。 ●受付事務はエクセル使用等のほか一部の大学で独自に事務システムを開発し活用。 <p>【今後の主な課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●講習指定後の周知期間が十分でなかったこと、自治体を經由して学校に講習一覧が届くのに時間を要したこと、学校によっては教員に周知するうえで時間を要したこと等により、受講者募集締め切り以後に開設情報を初めてみた教員等から苦情が多数あった。 ●講習内容、レベル等についての十分な把握がないままに受講を申し込む例があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定した免許状更新講習はすべて文部科学省のホームページに掲載し、各開設者のホームページのURLも掲載予定。 ○更新事務支援システムを開発中で、平成21年2月頃に希望する大学等に各都道府県教育委員会を通じて無償配付予定。 ○文部科学省では、開設申請に際して各開設者に年間開設予定の作成と広報を要請予定。また、免許状更新講習の認定日と受講者受付開始日の間の期間を1ヶ月程度確保することを開設者に要請予定。 ○各開設者がホームページ等に掲載する募集要項において各講習の内容や主に想定する受講対象者を明記することが望まれる。 <p>【募集要項での講習内容、主に想定する受講対象者の記載の例】</p> <p>「本講習は、××に関する最新の研究成果、動向等について理解し、△△教科での指導に活用できることを目標に、グループ討議、演習方式もまじえて履修いただくこととしているため、主な受講対象者は中学校、高等学校の△△教科担当の教員を中心に想定しております。しかし、受入れに余裕がある場合は、小学校の△△教科の指導について充実を考える意欲のある小学校教員等も受け入れますのでお問い合わせ下さい。」</p>

- 受講申込者が多数となり、受講決定とならなかった者の受講申込書の返送等の事務が生じた。
- 受講申込書の記載漏れ、誤り等が多く、確認等の時間がかかり要した。
- 小・中学校教員は自治体ルートでの情報提供資料を重視している傾向があるとの意見があった。また、情報機器での申込みができない教員がみられた。
- 大学等に教員免許更新制の仕組み自体についての問い合わせが多かった。市町村教育委員会、学校長によって教員へ制度や講習情報の説明に濃淡がみられた。
- 受講申込者のうち実習助手、保育士等について、職種の内容、免許状更新講習受講義務の有無が理解できないままに予備講習の受講者として受け入れ、事前に本人に予備講習を履修しても免許状更新講習受講義務免除がなされないことの説明がなかったために、講習終了後に予備講習履修証明が発行されないことへの苦情があった。

- 試行を行った大学等から、仮予約等の段階を設けて、抽選等による受講者決定後に受講申込書を提出させることで大幅に事務軽減が図られたとの意見があった。
- 文部科学省から各教育委員会、校長会、教員等への説明の際に注意喚起予定。
- 各開設者でホームページ等受講申込書の記載例を掲載すること等が望まれる。
- 文部科学省から引き続き各教育委員会等の情報提供の取組を要請するとともに、教育委員会等では現職教員の情報機器の活用を促進することが望まれる。(教育センターの各研修申込みがweb申込みに一本化されているため、現職教員がweb申込みに慣れている県あり。)
- 文部科学省から各関係者に引き続き制度の周知及び関係資料の提供を図るとともに、各教育委員会等の周知の取組が望まれる。
- 文部科学省より、各職種の内容等についてあらためて周知予定。

3. 受講者に対する事前の課題意識調査について

【試行の状況】

- 調査様式は各開設者が定めることとされており、調査項目としては、「本講習を受講した理由」、「履修したい事柄」、「講習受講にあたっての要望」等がみられる。
- 各大学等では、事前に講師が閲覧等により活用。

【今後の主な課題等】

- 受講者から調査に記載した事柄が講習内容等に反映されていないとの苦情あった。

- 調査様式、方法は各開設者が設定し、活用することとなります。

- 文部科学省から開設者に対して引き続き事前の課題意識調査の趣旨等について周知。
- 課題意識等で記載した事項がすべて講座内容、運営に必ず反映させられるものであると受講者に受け取られないように、各開設者においても、受講者に対して事前の課題意識調査を行うことの趣旨、その活用方途について十分に周知することが望まれる。

4. 講習の事後評価について

【試行の状況】

- 文部科学省が定める様式、各大学が工夫を加えた様式で実施。大学等によっては法令上の事後評価とは別に自由な意見記述等を実施

【今後の主な課題等】

- 文部科学省が定める様式の調査項目によって回答しにくいものがあるので見直しが必要との意見があった。
- 評価の順が「1・2・3・4」では、受講者によって悪い評価として1、2をつける傾向がみられた。
- 大学等で事後評価アンケートを講習ごとに行うのでは、当該講習の担当講師が複数の場合はそれぞれの講師の評価が適切になされないとの意見があった。
- 試験の実施後に事後評価アンケートを行うと試験の難易度により講習の評価が左右されることが懸念されるとの意見があった。

- 本年度の予備講習の事後評価結果は文部科学省では公表しないため、各大学等で来年度の講習の企画等において適宜活用することが望まれる。来年度からは、全講習の事後評価結果を文部科学省で公表予定。

- 評価は講習ごとに行うが、事後評価アンケート様式について文部科学省で見直し。

- 事後評価アンケートは、講習の試験の前に行うことも可能。

- 事後評価アンケートの記載時間が講習時間数に含まれている例があった。
- 大学独自の観点の項目もアンケートしたいとの意見があった。

5. 講習の内容、方法、時間数について

【試行の状況】

- 教育学部で開設、教育関係学部ではない学部・教員で開設、学内全学部で開設、単科大学で開設の例がみられた。
- 新たな講習を開設したケース以外に既存の公開講座、学会発表を活用した事例がみられた。
- 受入れ人員は、講習内容等を踏まえて、数人から400人を超えるものまで多様。
- 講習形式として、大学施設以外に野外での実習、附属小中学校での研究授業、研究協力校(小学校)での実験等がみられた。また、通信教育形式、インターネット活用等もみられた。

【今後の主な課題等】

- 受講者から、講習で用いられている資料や数値で古いものがあるとの意見があった。
- 受講者から、講習内容について、受講後に即現場で活用できるものがほしいとの意見あり。また、内容・方法について教育センターで開設する研修と大差がないとの意見があった。
- 受講者から、講義形式だけでなく、様々な形式も取り入れてほしいとの意見があった。
- 必修領域の4つの事項を十分に教授する時間が足りないとの意見があった。
- 受講申込者の受講目的や希望、各自の既修得の知識技能に対して、講習内容の難易度、内容等が合致していなかったために事後評価アンケートで不満をあらわす受講者がみられた。
- 大学内の様々な学部の教員の取組を得られたが、受講者から学習指導要領、学校現場の状況等に照らして専門的すぎる、難しすぎる内容もみられたとの意見があった。

- 事後評価アンケートは講習自体ではないので、講習の時間数に含めることはできません。講習とは別の時間として実施することが必要です。
- 定められた様式とは別途に、開設者、担当される講師の考えにより、個々の講師ごとにアンケートを行うこと、開設者独自の調査項目や自由記述欄を設けてアンケートを行い、各開設者や講師が活用することは可能です。試行を行った大学等では、自由記述欄で記述された内容が大学等にとって有意義で貴重な資料となったとの意見があった。

- 各開設者において、本年度の試行での取組結果や各開設者の開発による効果的な講習の開設が望まれる。

- 文部科学省ホームページで「必修領域」担当講師向けの資料、データ等を各事項別に区分して体系的に提供中。

「文部科学省ホームページ」→「教員免許更新制」
 →「免許状更新講習を開設予定の方々へ」
 →「免許状更新講習の内容に関するリンク先」
 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08072910.htm)

- 免許状更新講習は様々な分野での最新の知識技能への刷新のために大学が主に開設するものであることから、受講後に即現場で活用できるものばかりとなることは想定されない。学校現場の課題等を視野に入れつつ、関係分野での研究成果や動向、教育実践の裏付けとなる理論や数値分析等、大学等が開設する講習として適切なものが提供されることが期待される。
- 各開設者では、各講習の目的・内容等を踏まえて、効果的な講習の形式を取り入れることが望まれる。
- 必修領域の4つの事項をどのように区分して、どのような順番で、それぞれにどの程度の時間を設定するかは各開設者に委ねられており、各開設者の工夫が望まれる。なお、試行では、必修領域の各事項を均等に行うと理解の深まりが難しいため、事項をあわせたり、重点の事項を設けて講習を進めたとの意見があった。
- 上記2のとおり、各開設者がホームページ等に掲載する募集要項において各講習の内容や主に想定する受講対象者を明記することが望まれる。
- 各開設者では、学習指導要領の参照、関係者からの意見聴取による講習内容の検討などの取組が望まれる。

- 特別支援教育関係は受講者のニーズが高いが、夏期休業期間中は既存の免許法認定講習や講習会と重複するために新たな講習の開設が困難との意見があった。
- 従来の現職教員向けの大学公開講座を試行講習として活用した結果、大学の負担が少なく開設することができて有益であったが、一方、修了確認期限に関係のない教員の受講者の受講枠が狭まってしまったので、バランスを含めて検討する必要があるとの意見があった。
- 6時間の選択領域の講習の内容を3時間の学会の講演会と大学独自の開設分の3時間で構成したところ、講習の受講機会の確保と開設負担の軽減が図られた。
- 6時間の選択領域の講習のうち、研究協力校（小学校）で出張講習（理科実験）を2時間行い、研究協力校の教員は修了確認期限該当教員以外の教員も研修として参加を認めた。
- 受講者から、夏期休業期間中に受講できない場合もあるために、それ以外の時期にも開設してほしいとの要望がかなりあった。また、土日曜日を連続して開設した場合に体力的、学校行事の関係から受講しづらいとの声がある一方、旅費の関係から連続して受講したいとの声もあった。
- 各大学等で、遅刻、途中退出等の際の対応についてどのようにしたらよいかとの意見があった。
- 複数の学校種の教員が受講者となったため、例えば、必修領域の講習の学習指導要領改訂の内容等などでは各受講者の理解度が十分に得られにくかったとの意見、通常の教員研修は同じ地域の同一学校種、教科等の現職教員を受講者とすることが多いために免許状更新講習で演習、グループ討議等を行う際に多様な地域・学校種・教科等の教員により編成し、議論、意見交換等を行うことは新たな視野、視点の獲得となるとの意見、複数の学校種の教員で班・グループ編成して議論する際には班等のメンバー編成に適切な事務作業を要するとの意見、講習の途中で内容に応じて学校種ごとに分ける（例：幼稚園教員は幼稚園教育要領、小学校教員は小学校学習指導要領について受講）方法もあるとの意見があった。
- 情報機器を活用した大学遠隔地での講習で機器の不具合が生じることがあった。

○免許法認定講習や講習会などの既存の講習等について、各開設者の工夫等により、併せて免許状更新講習としての認定を受けることによる活用が望まれます。

○各開設者では、各地域の現職教員等のニーズ等を参考にしつつ、可能な限り長期休業期間以外の開設が望まれるとともに、夜間開設、集中開設等の様々な形態での開設の検討も望まれる。

○受講生が欠席した場合や、早退・遅刻した場合の取扱いについては、各開設者における他の学務上の取扱いに即して非常識なものとならないよう判断して下さい。

○受講者について、複数の学校種の教員、同一学校種の教員、講習内容によっては講習の途中で学校種を分けること等は、本年度の試行結果も踏まえて各開設者で検討、設定いただきたい。

○機器の活用には事前の確認等が望まれる。

6. 修了認定(履修認定)について

【試行の状況】

○試験の方式は、択一式、論述式、模擬授業（全て記録・確認用にビデオ収録）、指導案作成、実技作品評価、学習指導計画作成等がみられた。

（試験問題の例）

- ・「本講習で取り扱った△△を踏まえた指導案（略案）を作成」
- ・「本講習の□□を踏まえた教科指導の留意点を記述」

○評価方法は、各大学等の判断により、合否のみのもの以外に複数段階を設けるものもみられた。

【今後の主な課題等】

●受講者から、試験の実施の必要性、大学等によつての試験問題や形式、修了認定基準の差違の疑問を問われることがあったとの意見があった。

○法令(免許状更新講習規則)により修了認定(履修認定)のための成績審査は必ず試験により行うことが必要。(レポート提出等では不可。)

○講習の修了認定(履修認定)に際して、講習で取り扱われた事項が理解されているかどうか客観的に判断するために試験を必ず行うことが必要。また、講習内容等は千差万別であることから試験問題や試験の形式、修了認定基準を同一のものとするは考えられない。

- 試験問題として一般的な感想や制度の認知状況などを問うものがみられた。また、一般的な教育関係用語を答えさせるなど、単に受講者の記憶力を試すものと考えられる出題内容がみられた。
- 受講者が過度に試験を懸念して講習中に集中できない状況が見られたとの意見があった。
- 必修領域の講習では4事項について各事項ごとに試験を行うと受講者の負担が大きい。
- 講習によっては試験日から履修証明書発行までの期間が2ヶ月をこえた。
- 各受講者の試験問題、評価をどの時期まで保管したらよいか検討している。

- 客観的な修了認定を行うための試験問題として、ある事柄についての一般的な感想や認知状況などを問うものは不適當。
- 修了認定(履修認定)は、最新の基礎的な知識技能の修得がなされた者に対して行われるものであり、単に記憶力を試すような問題は不適當ではないかと考えられる。
- 試行を行った大学等から、受講者が試験に過度に懸念して講習に集中できないことがないように、講習の事前のオリエンテーションなどで、修了認定(履修認定)の基準や試験の形式等について説明しておくことが講習進行上効果的との意見があった。
- 必ずしも4事項毎に試験を行う必要はありません。
- 受講者の便を考慮し、できるだけ早期の修了認定と証明書発行が望まれる。
- 保存すべき期間は、答案等は最低2年2ヶ月は必要かと考えられます。試験結果は、各開設者の判断によりますが、12年2月後までの最も遅い年度末まででよいのではないかと考えられる。

7. その他

【試行の状況】

- 講習を担当した講師に講習時間等に応じて手当、謝金を支払い。額は各大学等の規程等による。
- 大学遠隔地の受講者への対応として出張講習、情報機器の活用等がみられた。出張講習を開設する場合の施設として活用された例としては、
 - ①連携した大学、②県立高等学校、③地域の公共施設(公民館、図書館、産業ホール等)等がみられた。
 出張講習を開設する場合の留意点の例として下記のようなものがあった。
 - ・必要な広さの会場の確保、使用できる設備(机、椅子、投影機器、コピー機、スクリーン、空調等)の確認、確保
 - ・配付資料や機材・機具の輸送方法、当日の設営時間やスケジュールの確認
 - ・会場までの公共交通機関のルート、便数、発着時間の確認
 - ・開催当日の天候の確認方法、台風・災害が発生した時の対応方針や開催中止の場合の受講者への連絡方法を事前に想定
 - ・担当講師、事務職員の当該地域への出張日程(当日入りの場合は交通機関が確保されないこともあることに注意が必要。)の適切な設定、宿泊先の確保
 - ・病人が出た時の対応方針の事前の設定
- 障害を有する受講者の受入れの際に下記のような取組がなされたり、受講者から要望が寄せられた。
 - ・弱視(軽度)の受講者について教室の最前列に座席を指定。
 - ・視覚障害を有する受講者に、事前資料送付、講習でのパソコン使用許可、介助者を付けた試験実施を行った。
 - ・点字による出題・解答でないと難しい受講者は、タイプの音がするため別室で受験させて欲しい。
 - ・視覚障害のある方の事前の申し出があったため、テキストその他資料及び試験

- 講習の実施に携わる者の負担への配慮については、講師は教材作成、事前調査の分析・反映、更新講習の実施、修了認定(履修認定)試験の採点などの作業が生じ、事務担当者についても受講申し込みの受理、受講料の徴収、事前調査の分析、修了認定(履修認定)証明書の発行、事後評価結果の集計・報告などの事務が生じることから、講習の開設者では、講習の実施に携わる者の負担に配慮し、所要時間や受入れ人数に応じた適切な手当等の配慮を検討されることが望まれる。
- 各地域の現職教員が多様な講習を円滑に受講できるように地域の状況等に応じて出張形式での講習の開設が望まれる。
- 試行結果も参考にして各開設者で可能な範囲で円滑な受講環境の確保に対応いただきたい。

問題を20ポイント文字で別途用意した。バス停に着いた段階で連絡をもらい、バス停から受付まで担当係が付き添った。

- ・講義に関しては事前にテキストデータがあれば、自分で点字に直したり、拡大文字の資料を準備することができる。
- ・講義内容を録音したい。また、パソコンや点字機の持ち込みを許可してほしい（電源とスペース確保）。拡大読書機を準備して欲しい。
- ・聴覚障害のある方を最前列の座席に指定した。地元の手話グループの協力を得て手話通訳をつけた。
- ・聴覚障害のある方の受講の際に地域のペンの会からノートテーカーを派遣してもらった。講習にあたっては講師とノートテーカーによる講義内容についての事前打ち合わせを行った。
- ・駐車場、バス停から教室までの移動介助などの物理的サポートを行った。
- ・試験時間の延長やパソコンデータでの出題・回答を認めて欲しい。
- ・病後の後遺症により手が不自由な受講生には試験時間を延長した。

【今後の主な課題等】

- 選択領域の講習の受講対象職種を教諭以外に養護教諭も加えるかどうか判断に迷ったとの意見があった。
- 本年度は事故等がなかったが、来年度から実験実習の講習は受講者に保険に入らせることが必要ではないかとの意見があった。
- 受講者の急遽のキャンセルがみられたが、来年度からはキャンセル料を設定することも必要ではないかとの意見があった。
- 受講者が講習開始直前になって障害を有することが判明し、急に受講環境の配慮に取り組むこととなった。
- 域内の受講予定教員数が把握できなかった。講習開設日が地域の教員が参加する大会・行事・研修等と日程が重なった。

- 教諭を受講対象職種とする講習では、保健など一部のものを除いて、その内容が個別の教科に係る知識技能についてである場合には、養護教諭を受講対象職種に加えることは難しいと考える。
- 既存の様々な保険があり、講習内容・方法等を踏まえて、各開設者の判断になります。
- キャンセル料を設定するか否か、設定する場合の額は各開設者の判断となります。
- 試行を行った大学等からは、できるだけ早期の段階、例えば、受講申込み段階から障害の有無、配慮が望まれる事柄等について把握することが重要との意見があります。文部科学省でも全国的な状況把握に努める予定です。
- 教育委員会等から、各年度ごとに、所管の修了確認期限に該当する教員数、多数の教員が参加・出席することが見込まれる大会・行事・研修等の情報の提供が望まれる。